

令和6年度

県の施策・制度・予算に関する要望

令和5年8月18日

神奈川県市長会

神奈川県市長会役員名簿

令和5年6月7日現在

役職名	定数	氏名		備考
会長	1	相模原市長	本村賢太郎	総務部会長 全国市長会副会長
副会長	3	平塚市長	落合克宏	全国市長会評議員（社文）
		藤沢市長	鈴木恒夫	全国市長会理事（経済）
		綾瀬市長	古塩政由	全国市長会評議員（経済）
顧問	—	川崎市長	福田紀彦	全国市長会相談役（行政）
		海老名市長	内野優	全国市長会相談役（行政） 全国市長会関東支部顧問
		横浜市長	山中竹春	全国市長会理事（行政）
常任理事	若干名	海老名市長	内野優	全国市長会相談役（行政） 全国市長会関東支部顧問
		三浦市長	吉田英男	全国市長会理事（経済）
		鎌倉市長	松尾崇	全国市長会評議員（財政）
		南足柄市長	加藤修平	全国市長会評議員（経済）
		伊勢原市長	高山松太郎	全国市長会関東支部理事
理事	若干名	茅ヶ崎市長	佐藤光	行政部会長
		逗子市長	桐ヶ谷覚	厚生労働部会長
		小田原市長	守屋輝彦	財政部会長
		座間市長	佐藤弥斗	経済部会長
		厚木市長	山口貴裕	
		大和市長	古谷田力	
監事	2	横須賀市長	上地克明	
		秦野市長	高橋昌和	社会文教部会長
常務理事	1	事務局長	竹村洋治郎	

任期は、令和4年4月1日から令和6年3月31日まで

（ ）内は、全国市長会所属委員会

要望にあたって

県内都市自治体の行財政運営につきまして、日頃から特段のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の分類が5類相当になり、社会経済活動が再開されている一方で、ウクライナ情勢の長期化による輸入原材料・エネルギー価格の上昇や、円安の影響による物価高騰など、大変厳しい状況が続いています。

こうした状況においても、住民に最も身近な都市自治体は、住民の暮らしに直結する課題に迅速かつ着実に取り組んでいかなければなりません。

本要望は、各市の施策の推進や行政課題の解決を図るため、令和6年度の県の施策や制度の設計、予算編成等へ反映いただくことを目的に各市の要望をまとめたもので、いずれも重要な事項です。

各市では、特色を生かした個性あるまちづくりを進めながら、広範な行政サービスの安定的な提供に努めていますが、都市自治体の力だけでは解決できない課題も多く、県や国の制度改正や多様な支援が必要です。

県政と市政の更なる発展を実現するため、県内都市自治体の実情にご理解を賜り、一層のご支援をいただくようお願い申し上げます。

令和5年8月18日

神奈川県市長会

会 長 本村 賢太郎

目 次

重点要望事項

1	地震防災対策の充実強化	1
	・地震防災対策の支援体制の拡充	
2	都市税財源の充実強化	2
	・都市税財源の充実確保	
	・国庫補助負担金等の充実	
	・新たな公債費負担軽減対策制度の創設	
	・普通交付税不交付団体の較差解消	
	・ふるさと納税制度の見直し	
	・地方交付税の確保	
	・県単独補助金に係る繰越明許の設定	
3	社会福祉施策の充実	4
	・国民健康保険の国庫負担減額措置の撤廃	
	・重度障害者医療費助成制度の充実	
4	地域保健医療対策の充実	5
	・産科、小児科及び救急医療に係る医療体制の維持	
	・医療従事者の養成・確保に対する支援	
	・小児医療費助成制度の創設	
	・小児医療費助成制度の充実	
	・HPVワクチンの予防接種費用に対する交付税措置の充実	
5	保育施策の充実	7
	・保育士の確保及び処遇改善	
	・幼児教育無償化に対する財政支援	

6	教育行政の充実	8
	・ 教員数配置の充実強化	
	・ 特別支援教育の教職員配置等の充実強化	
	・ 不登校等の学校不適応対策	
	・ 学校給食の充実強化	
	・ 学校施設等の整備	
7	都市環境行政の推進	10
	・ 廃棄物処理対策	
	・ 有価物等の取扱者への規制・指導	
	・ 脱炭素社会の実現に向けた取組	
	・ 水源環境の保全・再生	
8	都市基盤の整備	12
	・ 道路の整備	
	・ 河川・海岸の整備	
	・ 急傾斜地崩壊対策の推進	
	・ インフラ整備に係る国庫補助の確保	
	・ バリアフリー新法施行に伴う諸施策への支援	
	・ 森林病虫害防除対策（ナラ枯れ被害）	
	・ 畜産経営に対する財政支援	
9	新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰への対策	14
	・ 税財政支援の拡充等	
	・ 感染症対策の拡充	
	・ 地域経済支援策の拡充	
	・ 生活困窮者への支援	

要望事項

【安全・安心】

- 1 津波対策の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 2 災害発生時における踏切道の通行ルール作り・・・・・・・・ 16
- 3 特殊詐欺犯罪防止対策に対する支援・・・・・・・・・・・・ 16

【地方行財政】

- 1 社会保障・税番号制度の運用に係る支援・・・・・・・・ 16
- 2 地方消費者行政の充実強化・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 3 行政のデジタル化への支援・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 4 償還年限に係る地方債同意基準の改正・・・・・・・・ 17
- 5 地方分権改革の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

【子育て・福祉】

- 1 子育て環境・児童福祉施策の充実・・・・・・・・・・・・ 17
- 2 介護保険制度の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 3 老人福祉施設の整備に対する支援・・・・・・・・・・・・ 19
- 4 障害者福祉施策の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- 5 生活困窮者対策の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- 6 福祉施策等に係る地域手当級地区分の見直し・・・・・・・・ 21
- 7 民生委員児童委員活動に対する支援・・・・・・・・・・・・ 21
- 8 「パートナーシップ制度」の県域利用化・・・・・・・・ 21
- 9 避難行動要支援者の個別避難計画作成に係る財政支援・・・・ 21
- 10 難聴高齢者に対する把握基準や支援基準の創設・・・・ 22
- 11 高齢者施設等への水道料金の一部減免・・・・・・・・ 22

【保健・医療】

- 1 在宅医療体制の構築に向けた支援・・・・・・・・・・・・ 22
- 2 公立病院の新病院建設及び広域的医療機能に係る支援・・・・ 22
- 3 子宮頸がん予防ワクチン接種後の健康被害救済の充実・・・・ 22
- 4 定期予防接種の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- 5 国民健康保険制度の財政基盤の強化・・・・・・・・・・・・ 23
- 6 原油価格・物価高騰の影響を受けている医療機関への緊急支援・・・ 23

【教育・文化】

- 1 学校教育の充実強化…………… 23
- 2 文化財の保護…………… 24

【環境・エネルギー】

- 1 廃棄物処理対策…………… 24
- 2 鳥獣被害対策の推進…………… 25
- 3 水源環境の保全・再生…………… 25

【基地対策】

- 1 基地の早期返還…………… 25
- 2 抜本的な騒音対策…………… 26
- 3 基地問題に対する取組の強化…………… 26

【まちづくり・産業・労働】

- 1 行政機能の集約化や公共施設の再配置に係る支援…………… 26
- 2 公共施設更新の支援…………… 26
- 3 水道事業体の広域化の支援…………… 27
- 4 水道施設の更新等に係る生活基盤施設耐震化等交付金の基準緩和…………… 27
- 5 土砂災害特別警戒区域のハード対策の推進…………… 27
- 6 公共用地に農地等を提供した場合における優遇策の拡大…………… 27
- 7 広域的な緑地保全の推進…………… 27
- 8 横断歩道等の路面標示の補修…………… 28
- 9 自転車通行帯の整備…………… 28
- 10 交差点における安全対策…………… 28
- 11 生活交通の確保に向けた支援…………… 28
- 12 観光地周辺の整備…………… 28
- 13 シルバー人材センターの安定運営への支援…………… 28

地域要望事項

【まちづくり・産業】

1	県有未利用地の処分	29
2	都市環境整備の推進	29
3	線引き見直しにおける保留区域の位置付け	29
4	国道等の早期事業化、整備	29
5	県道等の早期事業化、整備	30
6	橋梁の整備	32
7	交通円滑化と利便性向上	32
8	ロードプライシングの推進	32
9	河川の整備	32
10	海岸等の保全	33
11	漁港等の整備	34
12	鉄道施設の整備促進	34
13	三浦半島地域の活性化	34

重点要望事項

凡 例

新規…今年度新規のもの

一部新規…従来から一部改変したもの（アンダーラインの箇所が改変箇所）

1 地震防災対策の充実強化

神奈川県では、都心南部直下地震、三浦半島断層群の地震、神奈川県西部地震、東海地震、南海トラフ巨大地震、大正型関東地震などの発生が想定されています。また、県内では全域が首都直下地震対策特別措置法に基づく「首都直下地震緊急対策区域」に、27市町が南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく「南海トラフ地震防災対策推進地域」に、13市町が「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」に指定されています。

平成27年に神奈川県がとりまとめた地震被害想定調査報告書では、地震、津波による甚大な被害が想定されており、県内の地震防災対策をより一層強化することが必要です。

については、地震防災対策の更なる拡充を図るため、次の事項について要望します。

1 地震防災対策の支援体制の拡充

- (1) 神奈川県沿道建築物耐震化支援事業費補助金は第1次緊急輸送道路に接する建築物に対して補助するものであるが、令和4年3月に神奈川県は耐震改修促進計画の改定を行い、より高度な耐震化の目標と施策等を定めたことから、第2次緊急輸送道路及び市指定緊急輸送道路補完道路について対象とする拡充・支援を図るとともに、具体的な進捗等の見込みや今後の対応策等を示すこと。
- (2) 神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金について、昭和56年5月以前に建てられた旧耐震基準分譲マンションの耐震改修事業に係る経費も補助対象とするよう拡充を図るとともに、補助額、補助率を引き上げること。

2 都市税財源の充実強化

地方自治体の自主的かつ自立的な行財政運営、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現のため、地方分権・地域主権改革の推進が求められています。

これらの改革を着実に推進するためには、国から地方への権限の移譲とともに、地方税財源の充実・確保や国庫補助負担金の充実、地方交付税等の税財政上の措置の在り方の見直しが必要です。

ついては、都市税財源の充実等を図るため、次の事項について要望します。

1 都市税財源の充実確保

- (1) 事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直しを実施する際には、都市が自主的かつ自立的に行政需要に対応できるよう、自治体への税源移譲の積極的かつ計画的な推進を図るとともに、臨時財政対策債への振替措置の廃止など地方交付税制度の改正により、地方税財源を充実強化するよう国に働きかけること。
- (2) 物価上昇等の現下の経済情勢を踏まえた2年間の時限的な措置として実施している中小事業者等への特例措置について、地方固有の財源である固定資産税の減額分を地方特例交付金等で補てんするよう国に働きかけること。 **新規**

2 国庫補助負担金等の充実

税源移譲を伴わない国庫補助負担金の削減等は、都市財政を圧迫するため、行わないよう国に働きかけること。また、補助単価、対象、基準等については、実態に即した改善を行い、都市自治体の超過負担の解消を図るとともに、特に全国一律の対応を求める補助事業の創設にあっては、十分な準備期間を確保し、自治体の状況に合わせた活用ができる制度設計とするよう国に働きかけること。

3 新たな公債費負担軽減対策制度の創設

高金利時代の地方債に係る公債費負担を軽減するため、公的資金補償金免除繰上償還制度に代わる新たな公債費負担軽減対策制度を創設し、制度要綱で条件を定める場合は、対象とする金利の引き下げや財政力指数及び資本費といった許可要件の緩和を図るよう国に働きかけること。

4 普通交付税不交付団体の較差解消

- (1) 国の主導による全国一律の施策や国土強靱化対策などを実施する際には、交付・不交付団体にかかわらず確実に財源が配分される制度設計とするとともに、地方債の元利償還金への対応について、交付税措置ではなく不交付団体にも確実に財源が配分される財政措置を講じるよう国に働きかけること。
- (2) 国の各種事業について、普通交付税で措置される場合であっても不交付団体に対しては、財政力指数による国庫補助金等の較差が設けられるなど財政負担を余儀なくされることから、不交付団体における国庫補助金等の補助率の較差の解消、特例債の創設を行うよう国に働きかけること。 **新規**

5 ふるさと納税制度の見直し

持続可能な自治体運営にあたっては、官民共創によるまちづくりが必要であることから、企業と連携した地方創生の更なる充実・強化及び共生・共創社会の実現に向け、全ての地方公共団体が企業版ふるさと納税の対象となるよう国に働きかけること。

6 地方交付税の確保

公立病院の施設整備に係る地方交付税措置の単価について、令和4年度に引き続き令和5年度も一定の見直しがされる見込みであるものの、依然として公的病院等の建築単価の実勢との差があることに加え、昨今の労務単価上昇や資材価格の高騰を背景に乖離が大きくなることを見込まれることから、継続的な見直しを行い、地方自治体の財源確保策を支援するよう国に働きかけること。 **新規**

7 県単独補助金に係る繰越明許の設定

県単独補助金については、原則として予算を繰り越しての活用ができないものとされているが、県単独補助金を活用する事業が、社会情勢の変化などによる避けがたい事情によって、単年度での事業完了が見込めなくなる場合があるため、市町村の実情を踏まえた中で、必要に応じた繰越明許の設定ができることとするなど、柔軟に対応すること。 **新規**

3 社会福祉施策の充実

今日の我が国は、少子・高齢化が世界に例を見ないスピードで進行しており、経済や社会保障、地域福祉等多くの分野に重大な影響を与えています。こうした社会経済情勢のもとでは、社会福祉を向上させ、だれもが生活しやすい社会を実現していくことが重要です。

一方で、社会保障施策の柱の一つである国民健康保険制度では、自治体における医療費助成事業の実施に伴う国庫負担金の減額、また、障害者福祉施策の一つである重度障害者医療費助成制度では、対象者の増等に伴う自治体費用の負担増等の課題に直面しています。

については、社会福祉施策を円滑に進め、一層の充実を図るため、次の事項について要望します。

1 国民健康保険の国庫負担減額措置の撤廃

自治体が行う医療費助成事業など地方単独事業に対する国庫負担金の減額措置について、こども医療費助成事業においては国庫負担金の減額措置の廃止に向けた検討がされているが、他の医療費助成事業も含め、全面的に国庫負担金の減額措置を撤廃するよう国に働きかけること。

2 重度障害者医療費助成制度の充実

- (1) 重度障害者医療費助成制度について、対象者を精神障害者の1級の入院及び療育手帳B1及び精神障害者保健福祉手帳2級、重度障害者以外の身体障害者手帳3級の方まで拡大すること。 **一部新規**
- (2) 重度の身体・知的・精神障害者の医療費助成制度について、対象者の一部負担金及び所得制限の導入並びに65歳以上の新規対象者を県費補助の対象外とする措置を撤廃すること。
- (3) 地域間で助成対象者に格差が生じないよう全国統一の制度を創設し、国の事業として拡充するよう国に働きかけること。

4 地域保健医療対策の充実

すべての人が健康で心豊かに生活できる活力ある社会を実現するには、地域福祉の体制や医療サービスを必要とする地域住民が享受できるよう充実させることが重要です。今後、ますます多様化するニーズに対応しながら、一人ひとりの健康の保持や増進に向けた、きめ細かな施策を展開することが必要です。

なかでも医療体制の維持にあっては、産科、小児科医師等の不足が深刻な状況になっており、医師の確保や医療環境の整備・確保等が喫緊の課題になっています。

また、少子化が進展する中、子育て世代が安心して出産、子育てができるよう医療費助成等の支援も必要となっています。

については、地域における保健医療対策の充実を図るため、次の事項について要望します。

1 産科、小児科及び救急医療に係る医療体制の維持

- (1) 深刻な産科医、小児科医及び救急医療に携わる医師不足に対応し、地域における安定した医療環境の確保及び二次医療圏における救急医療体制を維持するため、医師及び看護師を安定的に確保する対策を早急に講じるとともに、国に働きかけること。
- (2) 産科医が不足している地域の危機的状況に対し、周産期救急医療システムにおける医療圏格差の解消や産科医師等分娩手当補助事業の拡充を図ること。
- (3) 軽症から急性期まで様々な症状に応じた医療連携体制を強化するため、既存の休日夜間急患診療所の運営や二次救急診療事業に対する補助などの総合的な救急医療体制の整備・充実を図ること。

2 医療従事者の養成・確保に対する支援

- (1) 深刻な医師・看護師不足に対応するため、医師・看護師等の修学資金の拡充を図るなど、医師の確保、看護師の養成・確保について必要な措置を講じること。特に産科医が不足している地域の危機的状況に対しては、地域周産期医療体制の充実を図ること。

一部新規

- (2) 地域の実情に応じた医療体制の確保や医師が不足する病院等の経営基盤の安定化を図るため、地域医療介護総合確保基金の更なる活用等、地域医療体制の維持に向けた十分な財源措置を講じること。

- (3) 潜在看護人材に対する発掘やリスクリングの事業を実施する施設に対して補助をするなど、財政的な支援の拡充を行うこと。 **新規**

3 小児医療費助成制度の創設

子育てにおける親の経済的負担の軽減を図り、安心して子どもを産み、育てることができるよう、また制度の拡充をめぐり自治体間競争が起きぬよう、国の統一した制度として小児医療費助成制度を創設するよう国に働きかけること。 **一部新規**

4 小児医療費助成制度の充実

- (1) 小児医療費助成事業について、緊急財政対策等による補助金の廃止、減額をすることなく、県の補助率を引き上げること。
- (2) 対象者の一部負担金を撤廃するとともに、補助対象を 18歳に達する日以後の最初の3月31日まで 拡大すること。 **一部新規**
- (3) 所得制限限度額を現行の児童手当法に基づくものに見直すこと。
- (4) 県の補助基準について、将来にわたり財政力の弱い自治体への負担軽減に資する補助制度となるよう、社会情勢の変化を踏まえた基準の見直しを行うこと。

5 HPVワクチンの予防接種費用に対する交付税措置の充実

2価ワクチンや4価ワクチンに比べ予防接種費用が高額である9価ワクチンが導入されたことで増加するHPV予防接種費用について、それに見合った交付税措置がなされるよう国に要望すること。 **新規**

5 保育施策の充実

少子・高齢社会が進行し将来人口の減少が見込まれる中、少子化対策は、国はもとより各自治体にとって喫緊の課題となっています。こうした中、国においては、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化を実施し、子育て環境の改善を図った一方で、保育需要の増大が依然として見込まれるところです。

他方、各自治体においては、保育施策等の子育て環境の充実に不断の努力を重ねているところですが、厳しい財政状況の中、様々な課題に直面しています。

については、子育て環境の充実に図るため、次の事項について要望します。

1 保育士の確保及び処遇改善

- (1) 保育士不足を解消するために、保育士の人材確保や処遇改善に向けた取組を早急に実施し、保育士数の増加を図るよう国に働きかけること。
- (2) 児童の目線に立った保育の実施及び保育の質の向上等のため、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等で定める保育士配置基準の引き上げについては、保育所等の現状を十分に把握し、適切な保育士配置が行える見直しとなるよう国に働きかけること。

新規

- (3) 県内自治体間で格差を生じさせないよう、保育士給与の上乗せ補助等の県独自の処遇改善を図るとともに、子ども・子育て支援法に基づく協議会による保育士の需給調整等、県内の人材確保に向けた積極的な取組を行うこと。

2 幼児教育無償化に対する財政支援

- (1) 補助対象の拡大や無償化により増大する事務負担については、その財源を地方交付税に委ね一般財源化することなく、新たに生じた事務等に対する補助制度を創設するなど、国が責任を持って全ての財源を確保するよう国に働きかけること。
- (2) 保育需要の増大への対応として、保育所の整備に係る補助金等の充実に図り、待機児童を生じさせない対策を早急を実施するよう国に働きかけること。
- (3) 保育緊急対策事業費補助金の縮減は民間保育所への影響が甚大であること、低年齢児の定員を超過した受け入れの促進や地域型保育事業の連携の促進は依然として必要であることから、補助の拡大継続及び新規実施を行うこと。 **新規**

6 教育行政の充実

少子高齢化の進行、国際化、情報化の進展など、子どもを取り巻く状況は大きく変化しています。このような時代にあって、明日を担う人づくりを進めるに当たり、「何を知っているか」だけでなく、「それを使ってどのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか」までを視野に入れ、社会の変化を柔軟に受け止めることができる人の育成が求められています。

神奈川県教育ビジョンは、自己肯定感を基盤として、「他者を尊重し多様性を認める思いやる力」、「自立してたくましく行き抜くことのできる力」、「社会との関わりの中で自己を成長させ社会に貢献する力」の育成を掲げています。様々な課題を抱えた子どもたち一人ひとりの教育的ニーズに適切に対応するための特別支援教育の教職員配置等の充実・強化、不登校等の学校不適應への対策、小学校での外国語教科化や確かな学力の定着を図る取組等を進めるため、次の事項について要望します。

1 教員数配置の充実強化

- (1) 学級編制の弾力化、少人数学級編制の推進及び教室活動での密集回避を図るため、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（標準法）が改正されたが、教職員定数の増員及び指導方法工夫改善の加配定数を維持しつつ財政措置を講じるなど、中学校まで含めた 35 人学級の更なる拡大に取り組むよう国に働きかけること。また、県においても 35 人学級の維持・拡大に取り組むこと。
- (2) 教員が子ども一人ひとりに向き合い、教育的ニーズに応じたインクルーシブ教育を充実させるため、専科教員、専任教育相談コーディネーター、児童生徒指導担当教員等の学級担任外の教職員を増員するなど、教職員定数の改善を行うこと。また、専任で配置されるまでの間、県で加配措置を行うなど必要な措置を講じること。
- (3) 令和 2 年度から全面実施とされた小学校の外国語教科化に伴い、専科教員の加配措置の充実について国に働きかけること。また、小中学校における外国語指導助手の配置に係る財政措置を講じること。

- (4) 教員定数に対する新規採用者の配当、産前・産後休業や育児休業取得者等に対する代替補充に欠員が生じるなど、教員のなり手不足が深刻化している。近い将来、公教育の維持自体が困難となることも懸念されることから、安定的に学校運営を行うことができるよう、教員のなり手不足の解消、人材確保のための具体的な措置を講じること。 **新規**

2 特別支援教育の教職員配置等の充実強化

- (1) 特別支援教育の推進を図るため、介助員、非常勤講師など、人的体制の充実による状況の改善を図るとともに、その支援に係る財政措置を講じること。
- (2) 保育所、幼稚園及び小中学校において医療的ケアを必要とする子ども及び児童・生徒の安心・安全を確保するため、必要な学校等に看護師を定数配置できるよう「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」(標準法)へ位置付け、看護師等の配置に対する財政措置の拡充とともに、看護師確保のため訪問看護ステーションの活用に向けた環境整備を図ること。

3 不登校等の学校不適応対策

児童・生徒への支援の充実を図るため、現在、中学校に配置されているスクールカウンセラーを小学校全校へ単独配置できるよう必要な財政措置について積極的に取り組むとともに、年間40回、280時間の勤務時間を確保すること。

4 学校給食の充実強化

- (1) 提供方式等に関わらず全ての調理場に県費栄養職員を配置できるよう、標準法における基準の見直しについて国に働きかけること。
- (2) 自治体の財政状況による地域間格差が生じないように、国の制度として学校給食の無償化が実現されるよう、法改正や補助制度の創設などを国に働きかけるとともに、実現するまでの間、県における補助制度を創設すること。 **新規**

5 学校施設等の整備

災害時における避難所、地域コミュニティ形成に向けた機能等、まちづくりにおいて重要な役割を担う学校施設について、他の公共施設との複合化を図り、計画的・効率的な施設整備を進める必要があることから、地方公共団体が策定した個別施設計画に基づき実施する学校施設の建て替えに対する補助制度を創設するよう国に働きかけること。

7 都市環境行政の推進

地域社会における快適な生活環境の形成には、地域の実態に即したごみ処理対策や、廃棄物の発生抑制、リサイクル、適正処理を一元的にとらえた廃棄物処理政策の推進が重要です。廃棄物処理政策の推進は、脱炭素社会の実現や自然環境保全にも寄与します。

全国的に、廃棄物処理施設の老朽化が進む中で、将来にわたり、安全で安心な廃棄物処理を継続していくためには、既存施設の計画的な維持管理や施設の長寿命化、建替えに向けた取組が必要です。

さらに、2050年カーボンニュートラル実現のためには、太陽光発電設備や電気自動車等の導入促進をはじめとした官民協力による取組のほか、森林の持つ公益的機能の強化、将来にわたる森林再生に向けた取組の継続が必要です。

については、都市環境行政の推進を図るため、次の事項について要望します。

1 廃棄物処理対策

- (1) 廃棄物処理施設については、特に環境への留意が必要となる施設であるため、解体に係る経費について、解体後に跡地利用の予定がない、もしくは、解体する施設との関連性・連続性がない場合も含めたごみ処理施設以外の施設を整備する場合であっても、循環型社会形成推進交付金の交付対象となるよう、交付基準の緩和を国に働きかけること。
- (2) ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について、県主導による枠組み構築の推進を図ること。また、その推進に当たっては、民間施設活用に向けた調整に積極的に関与するとともに、使用済み紙おむつ資源化をはじめとする広域的な課題に対し、県主導により企業誘致等の具体的な対応を図ること。 **新規**

2 有価物等の取扱者への規制・指導

有価物の一つである金属スクラップについて、再生業者の保管庫等において火災や倒壊事故が発生するなど、周辺的生活環境に影響を及ぼす事例が全国的に発生している。廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正により、有害使用済機器については、適正に保管するよう規制や指導が行われることとなったが、有害使用済機器を含まない物品等は、法規制の対象外となっているため、有害使用済機器を含まない金属スクラップについても、取扱事業者に対し広域的な規制や指導ができるよう、県において条例整備などに取り組むこと。

3 脱炭素社会の実現に向けた取組

- (1) 国の「地域脱炭素ロードマップ」で示されている自治体の建築物や土地に太陽光発電設備を導入することに対する支援に加え、既存施設における高効率照明や高効率空調等の省エネ設備導入に対しても、県として財政的支援を行うこと。 **一部新規**
- (2) 2030年度の家庭部門の温室効果ガス削減目標を確実に達成するため、新築戸建住宅及び新築集合住宅への太陽光発電設備の設置義務化等について、早期実現に向け検討を進めること。また、義務化に伴う住民負担の軽減に資する財政措置や、大量廃棄を迎える使用済太陽光パネルの適正な廃棄・リサイクル処理方法について、あわせて検討を進めること。 **一部新規**
- (3) 電気自動車の普及促進を図るため、県主導による、官民協力による充電設備の最適配置を促進するとともに、市町村による積極的な施策展開を促し、多様な事業内容に対応できるよう、補助額の見直しなど、現行の補助制度の拡充を図ること。 **新規**

4 水源環境の保全・再生

- (1) 県では、「かながわ水源環境保全・再生施策大綱（計画期間：平成19年度～令和8年度）」を策定し、水源環境保全税を財源として水源環境の保全・再生に取り組んでいるが、計画期間終了前に事業の効果をデータに基づき客観的に検証し、その結果を説明すること。 **一部新規**
- (2) これまで築いてきた豊かな森林や水資源を次世代への財産として確実に引き継いでいけるよう、また、森林の持つ二酸化炭素の吸収・固定等の公益的機能を維持・促進するためにも、事業の効果の検証結果を踏まえ、水源環境保全税の継続や県の一般財源等により必要な財源を確保し、令和9年度以降も水源環境の保全・再生の取組を継続させること。 **一部新規**
- (3) 水源環境の保全・再生施策の継続にあたっては、脱炭素社会の実現に資する事業等を対象に含めるとともに、事業の追加に伴う対象地域の見直しを行うなど、現在の喫緊の課題に対応した施策となるよう見直しを図ること。 **一部新規**

8 都市基盤の整備

各都市が個性豊かで活力あるまちづくりを推進するために、更なる地域経済の活性化と雇用の安定、拡大が求められています。

また、地域経済の活性化を推進するためには、都市基盤の整備とともに、地域の実情に合ったまちづくりを都市自らが決定できる権限を持つことが重要です。

については、快適で活力あふれる持続可能な地域社会の実現のため、次の事項について要望します。

1 道路の整備

国・県道の早期事業化、整備促進等について、広域的な経済効果や防災対策等、地域生活に密接な関わりを有する広域幹線道路や国・県道の未整備区間等の早期事業化や整備促進等を国へ働きかけるとともに積極的に取り組むこと。また、地域を結ぶ橋梁の整備促進、交通円滑化や利便性向上のための有料道路の無料化及びE T Cの導入、広域農道の整備促進に取り組むこと。【横須賀、鎌倉、藤沢、小田原、茅ヶ崎、逗子、三浦、秦野、厚木、大和、伊勢原、海老名、座間、南足柄、綾瀬、平塚】

2 河川・海岸の整備

(1) 河川の整備促進について、大雨等による浸水被害等から住民の生命、財産を守るため、河川の整備促進、河床に堆積した土砂の浚渫、安定した放流量の維持、歩行空間等の環境整備に取り組むこと。【相模原、小田原、茅ヶ崎、厚木、大和、海老名、南足柄、平塚、藤沢、秦野、伊勢原】

(2) 海岸の保全について、早急な砂浜浸食の原因調査及び侵食された砂浜の回復による海岸利用者の安全確保や海岸周辺の魅力向上、環境整備等の海岸管理対策に取り組むとともに、バーベキュー等の無秩序な海岸利用を制限するための対策を講じること。【逗子、茅ヶ崎】

(3) 磯焼け対策について、県が主体となり、磯焼けに苦しむ各地域に核となる大規模な藻場の造成事業を実施するなど、磯焼けの根本的な解決に早期着手すること。 **新規**【横須賀、逗子】

3 急傾斜地崩壊対策の推進

(1) 急傾斜地崩壊危険区域指定を迅速に進めるとともに、急傾斜地崩壊対策工事における公共事業採択基準を緩和するよう国に働きかけること。また、国の公共事業採択基準未満のがけに対する県単独事業を拡大し、がけ整備を促進すること。【相模原、鎌倉、三浦、伊勢原、綾瀬】

- (2) 急傾斜地崩壊防止工事について、要望区域内に不在地主がいる場合、土地所有者の承諾を得られず施工が不可能となるケースがあるため、土地所有者の承諾に係る条件を一部緩和すること。また、要望区域内に公共用地が含まれる場合に、要望区域からの除外等をせず、以前と同様に施工すること。【逗子】
- (3) 大規模災害発生時の避難場所等として指定をしている施設等を、土砂崩れ等の災害から守るための対策にかかる経費について、補助制度の拡充を図ること。 **新規** 【厚木】

4 インフラ整備に係る国庫補助の確保

社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金などのインフラ整備に係る国庫補助金は内示額が要望額を下回っているため、地方が必要とする総額を確保するとともに、地域の実情を勘案して適切に配分するよう国に働きかけること。【平塚、三浦、伊勢原、逗子、秦野、綾瀬】

5 バリアフリー新法施行に伴う諸施策への支援

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）に適合したノンステップバスの普及促進に向け、法改正による導入目標の上方修正を踏まえ、バス事業者の車両導入経費に対する支援制度を創設すること。【平塚、伊勢原、相模原、横須賀、厚木】

6 森林病虫害防除対策（ナラ枯れ被害）

ナラ枯れ被害の防除対策を推進するため、森林病虫害等防除事業費補助金について、予算を十分に確保し、地方自治体に対する財政支援をより一層充実・強化するよう国に働きかけること。また、公園・緑地におけるナラ枯れ被害対策に資するよう既存の補助制度を拡充するとともに、必要に応じて補助制度を創設するよう国に働きかけること。【相模原、綾瀬】

7 畜産経営に対する財政支援

畜産農家が購入する配合飼料の価格高騰への対策については、配合飼料価格安定制度等の施策が講じられているが、牧草等の飼料は価格安定制度自体がないことから、畜産農家の実質負担の増加を抑えられていないため、制度の見直しについて国へ働きかけること。また、県においても独自の支援策を講ずるなど、早期の畜産農家の経営安定化を図ること。【相模原、藤沢、厚木、伊勢原、綾瀬】

9 新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰への対策

新型コロナウイルス感染症の長期化に加え、ロシアのウクライナ侵攻に端を発したエネルギーや原材料価格、生活物資の価格高騰は、家計や企業等の社会生活の様々な分野に極めて甚大な影響をもたらしています。

については、感染症対策や地域経済の回復に向けた支援を一層強化していくために、次の事項について要望します。

1 税財政支援の拡充等

- (1) コロナ禍後や原油価格・物価高騰に対応するための新たな財政需要に対し、地方の財政運営に支障が生じないよう適切な地方財政措置や交付金制度による支援を図るよう国に働きかけること。 **一部新規**
- (2) 新型コロナウイルス感染症対応において、多くの自治体が公共施設の臨時活用や仮設庁舎を建設した状況があり、今後発生する可能性のある新興感染症への体制づくりとしての施設整備が不可欠であることから、保健所・保健センター等の公衆衛生関連施設の新設や整備改修を目的とした補助制度の拡充を国に働きかけるとともに、県においても独自の補助制度を新設すること。 **新規**

2 感染症対策の拡充

- (1) 新型コロナウイルス感染症では感染拡大の規模が大きく、感染拡大防止策を担う保健所で保健師等の人材不足や業務の逼迫が課題となっていた。感染症対策業務に従事する保健師の増員はされたが、引き続き、状況に応じた継続的な人員確保と迅速的に対応するための人材育成を進めていくよう国に働きかけること。 **新規**
- (2) 新設される「内閣感染症危機管理統括庁（仮称）」において、保健所の体制強化や新型インフルエンザ等行動計画の課題を十分に検証したうえで自治体の役割を明確化するとともに、市町村の意見を踏まえた見直しを行うよう国へ働きかけること。 **新規**

3 地域経済支援策の拡充

- (1) コロナ禍における原油・物価高などの影響により、地域経済活動や市民生活における負担が大きく増加していることから、地域経済の活性化と市民生活の負担軽減につながる消費喚起策等について継続的に講じること。

(2) 国内における事業者の倒産件数が増加していることから、資金繰り支援制度を継続するとともに、中小企業の事業と雇用を継続させるための取組を強化し、事業の転換や新分野への進出、カーボンニュートラルの実現に向けて生産性の向上に取り組む事業者に対し、伴走型支援策の拡充を図ること。 一部新規

4 生活困窮者への支援

コロナ禍における原油価格・物価高騰等の影響により、失業、休業者が増加し、生活困窮者自立相談支援窓口においても相談件数が多い状況が継続している。今後も生活に困窮する方が多く見込まれるため、生活困窮者に対する生活支援について財政措置を実施するとともに、現場の事務負担を考慮して簡素な制度設計とし、困窮者が申請しやすい制度設計にするよう国へ働きかけること。

また、生活困窮者の相談を受け、自立に繋がる支援に対応するため、相談支援員の人件費及び国の制度改正により急増した住居確保給付金の市負担額1/4について、財源措置を実施するよう国へ働きかけること。

要 望 事 項

凡 例

新規…今年度新規のもの

一部新規…従来から一部改変したもの（アンダーラインの箇所が改変箇所）

【安全・安心】

1 津波対策の強化

国道 134 号下開口部への防潮扉の設置、134 号の防潮堤のかさ上げ、浸水想定域への避難施設の設置に対する支援など、津波浸水想定に基づく防災対策が進むよう支援するとともに、国との調整を図り、新たな知見や制度などについての市町村への情報提供や協議を密に行うこと。

2 災害発生時等における踏切道の通行ルール作り

災害発生時の踏切道遮断については、避難行動や緊急車両等の通行の妨げとなることから、いついかなる災害等が発生しようとも最悪な事態を避けるために、地域特性を加味した踏切道の早期開放及び緊急を要する際の通行ルールについて、鉄道事業者との協議を進めるよう、国に働きかけること。 **新規**

3 特殊詐欺犯罪防止対策に対する支援

特殊詐欺犯罪が減少せず、警察署からも迷惑電話防止機器等の貸出継続の強い要望があることから、特殊詐欺犯罪防止対策として有効な迷惑電話防止機器等の購入や設置に対する補助金を復活すること。 **新規**

【地方行財政】

1 社会保障・税番号制度の運用に係る支援

社会保障・税番号制度システム（中間サーバ、マイナポータル、住民基本台帳ネットワークシステムサーバ、住基システム、戸籍システム等）の利用、運用、法改正に伴うシステム改修に係る経費、マイナンバーカードとマイナポータルを活用した各種サービスの実施に係る経費、マイナンバーカードの交付・再交付、マイナンバーカードの普及と普及体制の維持に係る経費等の、社会保障・税番号制度の運用に係る経費については、国が所要経費の財源を全て確保するよう、国に働きかけること。 **一部新規**

2 地方消費者行政の充実強化

- (1) 地方消費者行政推進交付金の活用期間終了後も全国均一のサービス水準を維持・拡充するため、消費生活相談体制整備事業を地方消費者行政強化交付金の対象事業へ追加すること。また、交付金の交付額の確保及び継続的な財政支援を国に働きかけること。
- (2) 神奈川県消費者行政推進事業費補助金による支援を復活すること。

3 行政のデジタル化への支援

- (1) 令和7年度末までに標準準拠システムへの計画的かつ円滑な移行を図るために造成された「デジタル基盤改革支援基金」について、地方自治体の情報システムの標準化に伴い発生する費用が、地方自治体の負担とならないよう、普通交付税措置とすることなく、基金の用途の拡充や増額を図るなど、継続的かつ十分な財政支援を国に働きかけること。
- (2) 標準準拠システムへ移行するに際し、県の条例及び要綱等に基づく業務、または県の条例及び要綱等に基づく業務が標準化の対象業務もしくは関連業務の一部に該当する場合は、この業務遂行のために市町村が使用する情報システムの改修、新規システムの導入等について、国の補助とは別に財政措置をすること。 **新規**
- (3) 令和7年度末までとされている標準準拠システムへの移行期限について、地方自治体及びシステムベンダーの状況・意見を把握したうえで、見直しを図るよう国に働きかけること。 **新規**

4 償還年限に係る地方債同意基準の改正

地方債同意基準の償還年限について、世代間の公平性の確保や財政負担の平準化の観点から、施設の耐用年数に応じた償還年限による借入が可能となるよう改正すること。

5 地方分権改革の推進

- (1) 指定都市が新たな大都市制度「特別市」の法制化を目指す中、県と指定都市の間に存在する二重行政等の課題を共有し、住民目線での解決を図るため、指定都市との協議を継続するとともに、法制化を見据えた取組として、県市間で連携して調査・研究を行っていくこと。 **新規**
- (2) 大都市特有の財政需要や事務配分の特例等に対応し、効率的・効果的な行政運営を推進するため、地域の実情に合わせた県から指定都市への権限移譲を早期に進めること。 **新規**

【子育て・福祉】

1 子育て環境・児童福祉施策の充実

(1) 子ども・子育て支援新制度の経過措置の廃止

国が本来負担すべき部分を地方に転嫁することのないよう、子ども・子育て支援新制度における費用負担に関する経過措置を早期に廃止し、制度本来の国2・都道府県1・市町村1の負担割合とするよう国に働きかけること。

(2) 子ども・子育て支援新制度の充実

ア 満3歳児クラスで認定こども園を利用する際の認定区分によって生じる保護者負担額の差を是正すること。

イ 幼児教育・保育の無償化に伴い、利用定員が増加した認定こども園の施設型給付費の公定価格における基本分単価を見直すこと。

(3) 放課後児童クラブ利用料の減免額に対する補助制度の創設

放課後児童クラブを利用するひとり親世帯等の経済的負担を軽減するため、利用料の減免や助成を行った場合、その額に対する補助制度を創設すること。

(4) 児童扶養手当への支援

児童扶養手当に係る必要な財源について、国の責任において十分な財源を確保するよう国に働きかけること。

(5) 幼児教育類似施設への補助の充実

ア 幼児教育・保育の無償化について、いわゆる「幼児教育類似施設」に通う、保育の必要性のない子どもを早急に無償化の対象とするよう国に働きかけること。

イ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業の補助額を無償化と同額とすることを国に働きかけること。 **新規**

ウ 地域で重要な役割を果たしている「幼児教育類似施設」が幼稚園の認可を受けることができるよう、基準の見直しを行うこと。

(6) 保育料多子軽減の拡充

満3歳未満保育認定子どもの保育料多子軽減について、多子世帯の経済的負担を軽減し、安心して第2子、第3子を産み育てられる環境を整えるため、兄弟の年齢や利用施設に関わらず、すべての多子世帯に適用するよう国に働きかけること。 **新規**

(7) 児童福祉施策の充実

保育所等における電力・ガス・食料品等の費用については、所在する自治体の方針によって価格高騰に係る支援に差が生じることがないように、公定価格において財政的措置を講じるよう国に働きかけること。 **新規**

(8) こども家庭センターの設置等に関する連携体制の構築

こども家庭庁が設置されたことを受け、今後、市町村においてこども家庭センターの設置等、さらなる子育て施策の推進をしていくことになる。特に、レスパイトケアや一時預かり、子育て世帯訪問事業等の強化が求められることになり、担い手不足等もある中、自治体単独では支援体制を構築していくことは難しい状況にある。情報交換はもとより、県内広域での支援体制の構築等、一定の子育て支援策が等しく担保できるよう進めること。 **新規**

(9) 医療的ケア児等の支援体制の充実

医療的ケア児等に対する支援について、立法趣旨に鑑み、医療的ケア児支援センターにおいて医療的ケア児の家族等からの相談を受ける体制を整備するとともに、市町村に配置する医療的ケア児等コーディネーターの役割を明確化するなど、神奈川県が主導し、法律に定められた地方公共団体による支援措置を行うこと。 **新規**

2 介護保険制度の充実

(1) 介護保険制度における国庫負担の拡充

低所得者も含めた被保険者全体の介護保険料額の上昇を抑制するためにも、介護給付費負担金の国庫負担を25%の定率とし、調整交付金を別枠とするよう国に働きかけること。

(2) 介護保険制度に対する財政支援等

介護サービス基盤整備に関する施設整備や人材育成・確保について、地域医療介護総合確保基金等を活用し、十分な財政支援と専門職の育成・確保を図るための施策の充実に努めること。

(3) 介護職員の確保及び処遇改善

ア 介護職員の十分な確保や地域における安定した介護保険サービスを提供するため、介護報酬の充実等の処遇改善の取組や改善の都度増大する事業所の事務負担の軽減を図るよう国に働きかけること。

イ 介護支援専門員に関しては、介護職員に対して行われてきた介護報酬等による賃上げの対象にされておらず、処遇改善の動向から取り残されている状況にある。介護支援専門員に対しても、ベースアップにつながる処遇改善に向けた取組みを推進するよう国に働きかけること。 **新規**

ウ 介護人材の地域偏在が生じないよう、介護職員の確保・定着及び育成のための支援策を国に働きかけるとともに、県においても、生活援助従事者研修の実施など、更なる人材確保に取り組むこと。

3 老人福祉施設の整備に対する支援

神奈川県老人福祉施設整備費補助金について、入所者の安全確保及び社会福祉法人の安定した運営を図るため、長寿命化を目的に、ユニット型ではない従来型の多床室の特別養護老人ホームが行う大規模修繕を補助対象とするよう拡充すること。

4 障害者福祉施策の充実

(1) 市町村地域生活支援事業に対する国庫負担強化

障害者総合支援法による市町村地域生活支援事業について、国が実施している統合補助金方式を改めるとともに、国庫補助率1/2を確保するよう確実な財源担保を国に働きかけること。

(2) 身体障害者等に対する各種交通運賃割引の対象拡大

身体障害者や知的障害者に実施されている各種交通運賃の割引について、制度から除外されている精神障害者を割引の対象にするよう、国や交通事業者に働きかけること。

(3) 自立支援給付事業等に対する全額国庫負担化

障害福祉サービス及び障害児通所支援に係る自立支援給付事業等について、全額国の負担とするよう国に働きかけること。

(4) 短期入所事業所に対する支援の充実

強度行動障害児者、重度心身障害児者、医療的ケアが必要な者に対応できる短期入所事業所が少ないため、施設整備助成や専門的人材の育成事業、緊急受入れの際の加算の設定などの支援策を講じること。

(5) 訪問系サービスの施策の充実

県内各市において、単独事業として交付している障害者福祉タクシー利用券について、制度を県内統一化すること。

(6) 日常生活用具支給に係る支援の充実

日常生活用具について、厚生労働省告示における「日常生活品として一般に普及していないもの」の要件は、ユニバーサルデザインの普及やスマートフォンアプリの多機能化により、障がい児者の日常生活上の便宜を図るための用具の選定に支障を来すことから見直しを図るとともに、当該用具支給に係る財政的支援を充実するよう国に働きかけること。 **新規**

5 生活困窮者対策の充実

(1) 生活保護負担金の全額国庫負担化等

ア 生活保護制度は法定受託事務であり、本来国が果たすべき役割であることから、生活保護費負担金については、全額国庫負担とするよう国に働きかけること。

イ 生活保護法の適用対象とならない外国人に対する支援について、全額国庫負担するとともに、外国人に係る保護の決定、調査等に関する根拠法令の整備を早期に行うよう国に働きかけること。

(2) 生活困窮者自立支援法関係支援事業の全額国庫負担化

- ア 生活困窮者自立支援法における必須事業について、全額国庫負担とするよう国に働きかけること。
- イ 任意事業に対する国庫負担率について、必須事業と同じ割合とするよう国に働きかけること。

6 福祉施策等に係る地域手当級地区分の見直し

- (1) 介護報酬や子ども・子育て支援新制度の公定価格の算定基準となっている地域手当の級地区分について、市民サービスに係る事業者の人材確保等を考慮し、地域の実情に合わせた地域手当の級地区分とするよう国に働きかけること。
- (2) 地域手当の援用ではない、地域の実情に合わせた新たな区分制度の設計や手当の設置について検討するよう国に働きかけること。

7 民生委員児童委員活動に対する支援

- (1) 民生委員児童委員活動に対する地方交付税の算定基礎の更なる拡充を図るよう国に働きかけること。
- (2) 民生委員児童委員の担い手を確保するため、活動に関する普及啓発等の強化を図るよう国に働きかけること。

8 「パートナーシップ制度」の県域利用化

「パートナーシップ制度」が、自治体ごとに順次施行されているが、相互利用ができないため、制度利用者の利便性向上のため県域利用ができるようにすること。

9 避難行動要支援者の個別避難計画作成に係る財政支援

避難行動要支援者の個別避難計画作成時に係る福祉専門職の報酬等の事務経費について、財源を地方交付税に委ね一般財源化することなく、直接充当できる補助制度を新たに創設するなど、国が責任を持って個別避難計画作成に必要な財源を確保するよう国に働きかけるとともに、国の補助制度が創設されるまでの間、他の補助事業の所要額の状況に関わらず活用できる神奈川県単独の補助スキームを創設すること。

10 難聴高齢者に対する把握基準や支援基準の創設

認知症発症の危険因子の一つである難聴について、難聴と認知症発症の関連性を明らかにするとともに、難聴高齢者の把握方法や補聴器の使用条件など把握基準や支援基準を創設すること。また、このことについて、県から国に対して働きかけること。 **新規**

11 高齢者施設等への水道料金の一部減免

原油価格高騰・物価高騰の影響を受けている高齢者施設等への事業継続に向けた支援として、水道料金の一部減免を高齢者施設等に適用するなど、施設の負担軽減につながる施策を実施すること。 **新規**

【保健・医療】

1 在宅医療体制の構築に向けた支援

地域包括ケアシステムの構築に当たり不可欠である在宅医療の提供体制を確保するため、地域偏在を踏まえた訪問診療医の育成・確保策を講じること。

2 公立病院の新病院建設及び広域的医療機能に係る支援

小田原市立病院は、県西二次保健医療圏において、高度急性期・急性期医療を中心とした広域的な医療を担っている基幹病院であることから、医療介護総合確保促進法に基づく神奈川県計画に位置付け、新病院建設事業費及びその機能維持に係る運営費について、補助の対象として財政措置を講ずるとともに、当該補助に係る充填率の引上げを図ること。

3 子宮頸がん予防ワクチン接種後の健康被害救済の充実

子宮頸がん予防ワクチン接種後に生じた症状に対する健康被害救済の充実を図るとともに、既接種者への全国的な健康調査を実施するよう国に働きかけること。

4 定期予防接種の充実

- (1) おたふくかぜワクチンの定期接種化について、更なる議論を進めていくよう国に働きかけること。
- (2) 骨髄移植等の医療行為により免疫を消失された方に対する予防接種の再接種を、予防接種法上の定期予防接種に位置付け、全ての定期予防接種に係る経費を地方交付税措置ではなく、全額国庫負担にするなど、市町村間で費用負担の格差が生じることがないよう、適正な財政措置を講じるよう国に働きかけること。

5 国民健康保険制度の財政基盤の強化

- (1) 法定外繰入金を解消し、国民健康保険制度の健全で安定した運営を維持するため、国庫負担を引き上げるなど、保険者の負担を軽減するよう国に働きかけること。
- (2) 一般会計からの繰入や低所得者対策に対する十分な財政措置を講じるよう国に働きかけること。

6 原油価格・物価高騰の影響を受けている医療機関への緊急支援

全国的な原油価格や物価高騰により光熱費や食料材費の値上がりが続いているが、値上がり分については、別途入院患者等からの費用徴収が認められていないことなどから、医療機関の経営を圧迫しているため、地域医療提供体制の確保に影響を及ぼすことのないよう、引き続き県において適切な支援を講じること。 新規

【教育・文化】

1 学校教育の充実強化

(1) 教員数配置の充実強化

スクール・サポート・スタッフの全校配置について、教職員の働き方改革を推進するため、今後も継続するとともに、配当時間を拡充すること。

(2) 在籍異動を伴わない院内学級入級の仕組み構築

入退院を繰り返す児童や生徒に配慮し、在籍異動を伴わずに院内学級へ入級できる仕組みを構築するよう国に働きかけること。

(3) 特別支援教育の充実強化

ア 児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応する教育を展開するため、神奈川県立特別支援学校を求めている地域への設置を含め、特別支援教育体制を充実・強化すること。

イ 県立の特別支援学校が担うセンター的機能を市立小中学校が十分に活用できるよう、巡回相談員の増員等、支援体制を強化すること。

2 文化財の保護

- (1) 埋蔵文化財の適正な記録保存調査を確保するため、事業者が負担している発掘調査経費に対する支援策の拡充を国に働きかけること。
- (2) 指定文化財の適正な保存・活用に係る神奈川県指定文化財保存修理等補助金について、必要十分な財政措置となるよう予算措置されるとともに、指定文化財の維持・管理行為、埋蔵文化財の保管環境の整備及び民間調査組織等の解散・廃業等により事業を自治体に引き継がせる場合の報告書刊行に係る経費も補助対象とするよう、国への働きかけと、県についても同様に対応すること。
- (3) 歴史的建造物の保全と活用を図るため、登録有形文化財建造物修理事業に係る補助について、設計監理経費以外の本工事費も補助対象経費とするよう、国に働きかけること。
- (4) 神奈川県指定文化財保存修理等補助金の国庫補助随伴事業について、必要十分な財政措置となるよう予算措置されるとともに、制度の見直しを行うこと。また、補助事業への移行に伴い市の事務量が増加していることから、手続の簡素化を図ること。

【環境・エネルギー】

1 廃棄物処理対策

(1) 資源化対策の推進

ごみ処理施設から生じる焼却灰の資源化を推進するため、県が主体となって、資源化施設の誘致や既存企業の育成を行い、県内に一般廃棄物焼却灰を安定的かつ安価に受け入れられる環境を整備すること。

(2) 河川・海岸の環境保全

ア 海岸の環境保全を図るため、国の地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業）の補助率を 10/10 に戻し、令和 6 年度以降も補助の継続及び早期の内示を国に働きかけること。

イ 海中ごみ等の回収及びその適正な処理について、先進的な取組事例を参考に県の施策として制度化するとともに、沿岸市町村及び河川上流域市町と連携した各行政区域への除塵機設置の働きかけ、美化活動の拡充など、広域連携による取組を強化すること。また、国に対して海中ごみ等の課題解決に向けた取組の強化を働きかけること。

(3) リチウムイオン電池等の適正処理

リチウムイオン電池等に起因する発火事故が発生していることから、リチウムイオン電池使用機器の廃棄に当たっては、拡大再生産者責任の観点から、リサイクル容易な製品製造及び適切な回収・処理に関する製造事業者への指導、並びに、適正処理の仕組みの確立、適切な廃棄方法に関する国民への周知を徹底するよう、引き続き、国に働きかけること。

(4) 製品プラスチックの資源化

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に基づく製品プラスチックの再資源化の実施に当たって、容器包装プラスチックと同様に製造事業者も費用負担する仕組みとするなど、市町村の負担軽減を図るよう国に働きかけること。 **新規**

2 鳥獣被害対策の推進

- (1) 野生鳥獣による農作物被害・生活被害を減少するため、隣接都県と連携した広域的な被害対策を図るとともに、関連予算を継続的に確保すること。
- (2) アライグマ、タイワンリスの防除においては、引き続き、完全排除に向けた継続的な財源支援を行うこと。
- (3) イノシシ対策について三浦半島地域等での広域的な取組や対策を行うこと。

3 水源環境の保全・再生

- (1) 高度処理型浄化槽の維持管理について、水源環境保全・再生市町村補助金（生活排水処理施設整備）の補助対象を拡大し支援を強化すること。
- (2) 地下水及び公共水域における有機フッ素化合物調査について、今後も継続的な調査が必要であることから、補助制度の創設等、必要な財政措置を講じること。 **新規**

【基地対策】

1 基地の早期返還

基地周辺が超過密化している現状を考慮し、空母艦載機部隊の移駐後の運用の変化を確認し、基地機能の整理及び縮小を推進することで、早期返還に向けて必要な措置を行うよう国に働きかけること。特に、移駐による人員の減少等により利用頻度の減少が考えられる施設等の返還を働きかけること。

2 抜本的な騒音対策

- (1) 日米両政府間において、できる限り着陸訓練を硫黄島で実施することが了解事項とされていることから、硫黄島での着陸訓練全面実施をするよう国に働きかけること。
- (2) 航空機騒音の実態を正確かつ迅速に把握するため実施している騒音測定に係る費用について、特別交付税（基地等対策に係る財政需要）による措置ではなく、単独の補助金等として交付するよう国に働きかけること。
- (3) 住宅防音工事について、対象区域・建物を拡大するとともに、事務手続きを簡略化し、速やかに工事を実施するよう国に働きかけること。

3 基地問題に対する取組の強化

- (1) 基地が所在することによる、航空機騒音や事故への不安、まちづくりの支障など、周辺地域は様々な負担を強いられていることから、県は基地所在市と十分連携のうえ、こうした負担の解消を図るとともに、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律による周辺対策事業予算の増額、申請事業の完全採択を含め、多大な負担に見合った周辺対策等の一層の強化を国に働きかけること。
- (2) 基地交付金については、国有財産台帳価格と固定資産税台帳価格との較差を是正し、調整交付金と併せて交付額の引き上げを図るため、必要な措置を行うとともに、大規模な提供資産の追加がある場合は、別枠で予算を確保し、交付額に減少が生じないよう国に働きかけること。
- (3) 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第5条により指定される、第二種区域内における固定資産評価額の下落及び移転補償により、国が取得した国有財産の所在に伴う固定資産税及び市民が市外転出したことによる市税の減収に対する補填措置をするよう国に働きかけること。

【まちづくり・産業・労働】

1 行政機能の集約化や公共施設の再配置に係る支援

公共施設等総合管理計画に基づき実施する公共建築物の改築費、除却費、修繕費などの更新費用に対する補助制度の創設のほか、地方交付税の交付・不交付の判断によらない地方債の整備をするなど、財政支援策を整備するよう国に働きかけること。【鎌倉、逗子】

2 公共施設更新の支援

下水道が果たす高い公共的役割を確保するため、下水道施設の改築に係る国費支援を継続するとともに、今後増大が見込まれる改築事業費を踏まえ、予算額を確保することを国に働きかけること。【横須賀、平塚、藤沢、小田原、逗子、三浦、秦野】

3 水道事業体の広域化の支援

改正水道法に基づき策定された水道広域化推進プランの推進にあたっては、地域ごとの実情や水道事業者の個別事情を考慮した経営基盤強化を図るなど、制度的・財政的支援の体制を整えることや事業統合などの広域化を希望する事業者がある場合には、統合に関する課題解決に向けた取組を支援すること。【三浦】

4 水道施設の更新等に係る生活基盤施設耐震化等交付金の基準緩和

老朽化した水道施設の更新や耐震化を円滑に進めていくため、生活基盤施設耐震化等交付金の制度見直しや、新たな支援制度の創設など、事業者の現状に即した財政支援策を整備するよう国に働きかけること。【秦野、小田原、三浦】

5 土砂災害特別警戒区域のハード対策の推進

土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）について、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業等における崖面の擁壁工事等、ハード対策の更なる推進を図ること。【相模原、小田原、逗子、平塚、伊勢原】

6 公共用地に農地等を提供した場合における優遇策の拡大

相続税納税猶予制度について適用後の制限を緩和し、当該制度の適用を受けている農地を公共用地として提供する場合は、その適用を打ち切ることのないよう国に働きかけること。【伊勢原】

7 広域的な緑地保全の推進

- (1) 近郊緑地特別保全地区の買入れ事務について、県による土地の買入れや市の財源負担の軽減など、国県市の適切な役割分担の考え方に沿った対応をすること。【鎌倉】
- (2) 歴史的風土保存区域内の枢要な部分を構成する地域における特別保存地区の未指定の地域については、法の趣旨に沿った指定拡大を行うこと。【鎌倉】
- (3) 市域を跨ぐ大規模緑地については、県が特別緑地保全地区として指定する又は土地の買入れを行う等、積極的に関与すること。【鎌倉】
- (4) 地域制緑地の指定地の維持管理について、維持管理に係る所有者への補助制度を創設するとともに、市が行う樹林管理事業についても支援を行うこと。【鎌倉】

8 横断歩道等の路面標示の補修

- (1) 横断歩道等の不鮮明な道路標示の補修について、安全確保の観点から適切かつ迅速に対応し、対策実施状況の十分な情報提供を行うとともに、十分な財政措置を図ること。また、公安委員会による早急な対応が困難な場合、市が補修を実施することができるよう、法改正も視野に入れた検討をすること。【平塚、鎌倉、藤沢】
- (2) 横断歩道を利用する視覚障害者の安全及び利便性向上のため、警察庁が制定した「エスコートゾーンの設置に関する指針」に沿って整備を推進すること。 **新規**【鎌倉、平塚】

9 自転車通行帯の整備

市民の利便性や快適性、交通安全性向上のため、国・県道における自転車通行帯を整備すること。【大和、平塚、厚木】

10 交差点における安全対策

歩行者等の安全を確保するため、国・県道の交差点について、耐衝突型の車止めの設置等の安全対策を行うこと。【大和】

11 生活交通の確保に向けた支援

- (1) 市町村の区域を超えた持続可能な広域的地域旅客運送サービスの確保に向け、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づいた県の地域公共交通計画を策定すること。また、交通事業者が円滑に事業を推進できるよう、広域的な見地による積極的な調整、支援をすること。【海老名、相模原】
- (2) 過疎地等に向けて実施されているコミュニティバス運行助成の対象を拡大するなど、都市部における運行に対しても支援を行うよう国に働きかけるとともに、県においても助成制度を創設するなど市町村の取組を支援すること。 **新規**【大和】

12 観光地周辺の整備

大山周辺の豊かな自然環境をいかした観光振興を図るため、大山周辺の登山道の整備を行うこと。 **新規**【厚木】

13 シルバー人材センターの安定運営への支援

適格請求書等保存方式（インボイス制度）導入後も、シルバー人材センター会員への配分金をインボイス制度の適用除外とする等、シルバー人材センターの安定的な事業運営に必要な措置を講じるよう国へ働きかけること。

地 域 要 望 事 項

凡 例

新規…今年度新規のもの

一部新規…従来から一部改変したもの（アンダーラインの箇所が改変箇所）

【まちづくり・産業】

1 県有未利用地の処分

県有財産である市街化区域内の未利用地を処分する場合、地元の意向にも十分配慮した処分とすること。特に、完校した逗子高校跡地について、三浦半島の活性化に資する形で利活用すること。【逗子】

2 都市環境整備の推進

(1) 「かながわ都市マスタープラン」に位置付けられた村岡・深沢地区における都市圏域の自立を支える新たな地域の拠点形成に向け、今後、整備等が概ね 10 年に亘り続く中で、新駅設置や村岡・深沢地区の一体的なまちづくりに向けた関係機関との調整や、事業用地の確保に向けた県貸付金の活用、特定財源の確保など、事業の円滑な履行について、引き続き財政的支援や体制づくりに取り組むこと。【鎌倉、藤沢】

(2) 深沢地区において「ウェルネス」のまちづくりの実現を図るため、土地区画整理事業により生み出される貴重なフィールドを県が進めるヘルスケア・ニューフロンティア政策の課題解決に有効活用することについて、市及び市が従前よりまちづくりに向けて連携を図っている周辺企業群と協働で検討するとともに、深沢地区へのスポーツ施設・先端医療などの企業等の立地を推進するための支援をすること。

また、県が有する知見や広域行政のスケールメリットと、市が有する地域特性に関する情報等を互いに活かすことにより、県市が一体となって実現性の高い企業誘致活動に取り組むための枠組みについて協議すること。【鎌倉】

3 線引き見直しにおける保留区域の位置付け

第7回線引き見直しにて工業系保留区域に位置付けられた区域について、第8回線引き見直しにおいても引き続き保留区域に位置付けること。【小田原】

4 国道等の早期事業化、整備

(1) 国道 134 号について、交通渋滞の解消を図るとともに、緊急輸送道路としての機能強化、歩行空間の確保、都市景観の向上に向けて電線地中化を推進すること。【三浦】

(2) 厚木秦野道路（国道 246 号バイパス）全線の早期事業化、全線の早期整備を国に働きかけるとともに、県においても積極的に支援すること。また、アクセス道路について、早期実現に向け引き続き検討すること。【秦野、厚木、伊勢原】

(3) 国道 129 号の中津交差点について、側道からの車両の滞留を解消するため、右左折レーンの拡幅整備をすること。 **新規** 【厚木】

- (4) 第二東海自動車道（新東名高速道路）の早期供用開始及び海老名南 JCT 以東の本線延伸を国に働きかけること。【一部新規】【伊勢原、海老名】
- (5) 国道 467 号の南部地区の早期完成と未着手区間の早期着手をすること。【大和】
- (6) 伊豆湘南道路（神奈川と静岡の県境をまたぐ道路）の早期事業化を国に働きかけること。【小田原】

5 県道等の早期事業化、整備

- (1) 三浦半島中央道路の湘南国際村から県道 26 号（横須賀三崎）までの間の都市計画決定区間の早期整備及び逗子区間について早期着工すること。【横須賀、逗子】
- (2) 県道 205 号（金沢逗子）の歩道拡幅について、早期に事業化すること。【逗子】
- (3) 県道 24 号（横須賀逗子）について、早期の交差点改良や拡幅を実施すること。【新規】【逗子】
- (4) 三浦縦貫道路Ⅱ期区間及び同道路と一体的機能をもつ都市計画道路「西海岸線」の未整備区間を早期に整備すること。【三浦】
- (5) 県道 215 号（上宮田金田三崎港）宮川橋付近から都市計画道路城ヶ島線までの歩道設置を含めた安全対策を早期に実施すること。【三浦】
- (6) 県道 304 号（腰越大船）について、山崎跨線橋南交差点内の対面構造を是正するとともに、山崎跨線橋への右折レーンを延長すること。また、歩道についても歩行環境を整備改善すること。【鎌倉】
- (7) 県道 23 号（原宿六ツ浦）の鎌倉市域部分について、隣接する横浜市域部分の道路形状と同等の整備を早期に行うこと。【鎌倉】
- (8) 都市計画道路「藤沢厚木線」辻堂工区、「横浜藤沢線」川名工区、「遠藤宮原線」（湘南台大神）について着実な整備推進をすること。【藤沢】
- (9) 県道 404 号（遠藤茅ヶ崎）の歩道整備について、事業区間となっている甘沼地区の赤羽根交差点以北について引き続き整備を推進すること。また、事業区間となっていない堤地区及び堤坂下交差点以北についても早急に事業化し歩道整備を実施すること。【茅ヶ崎】
- (10) 都市計画道路「新国道線」の県道 45 号（丸子中山茅ヶ崎）から県道 404 号（遠藤茅ヶ崎）までの区間について、「かながわのみちづくり計画」に基づき整備を行うこと。【茅ヶ崎】
- (11) 県道 43 号（藤沢厚木）の松枝交差点から中町交差点までの間について、早期に道路の拡幅及び歩道の設置を行うこと。【厚木】

- (12) 県道 42 号（藤沢座間厚木）について、第Ⅱ期整備区間の西側となる第Ⅲ期整備区間へのバイパス延伸をすること。また、関口中央交差点の右折レーンの2車線化をすること。 **一部新規**【厚木】
- (13) 県道 601 号（酒井金田）の元町交差点について、信号の時差式機能を追加すること。
新規【厚木】
- (14) 県道 603 号（上粕屋厚木）の水引交差点について、左折レーンを新設すること。
新規【厚木】
- (15) 県道 63 号（相模原大磯）について、交通渋滞や交通安全に課題のある厚木市と伊勢原市との行政境付近の道路改良を行うこと。
新規【厚木】
- (16) 県道 60 号（厚木清川）の戸室交差点について、右折レーンを新設すること。
新規【厚木】
- (17) 県道 64 号（伊勢原津久井）の厚木市と伊勢原市との行政境から厚木消防署玉川分署付近までの区間について、歩道を拡幅すること。
新規【厚木】
- (18) 県道 40 号（横浜厚木）の境橋から中央 7 丁目までの早期事業認可の取得及び事業着手をすること。**【大和】**
- (19) 県道 45 号（丸子中山茅ヶ崎）の事業認可区間の早期完成をすること。また、旧県道から桜ヶ丘 1 号踏切間の交通安全対策の実施と事業認可区域外の早期事業化をすること。
【大和】
- (20) 都市計画道路「相模原二ツ塚線」の県道 50 号（座間大和）から都市計画道路「国道 246 号大和厚木バイパス線」までの未着手区間について、早期に事業化すること。**【大和、座間】**
- (21) 都市計画道路「広野大塚線」について早期に事業を実施すること。**【座間】**
- (22) 「かながわのみちづくり計画」に位置付けられた都市計画道路「座間南林間線」について、早期に着工すること。**【座間】**
- (23) 県道 22 号（横浜伊勢原）について、平成 31 年 2 月 15 日に都市計画決定されたことから、拡幅整備に向けた早期事業化と電線類の地中化を図ること。**【海老名】**
- (24) 県道 407 号（杉久保座間）の幅員が狭い国分地区、杉久保地区、同地区内交差点の危険箇所を早期に拡幅整備すること。**【海老名】**
- (25) 県道 40 号（横浜厚木）について、海老名駅入口交差点改良事業への早期着手と国分坂下交差点から海老名小学校までの歩道拡幅による安全対策を早期に実施するとともに、電線類の地中化を図ること。**【海老名】**
- (26) 都市計画道路「河原口中新田線」及び「中新田鍛冶返線」の未整備区間、「下今泉門沢橋線」の早期事業着手と国道 246 号交差点までの北伸整備に取り組み、渋滞の緩和と歩行空間の確保をすること。**【海老名】**

- (27) 都市計画道路「寺尾上土棚線」の県道 40 号（横浜厚木）以北区間を県道 42 号（藤沢座間厚木）として早期に整備すること。【綾瀬】
- (28) 県道 40 号（横浜厚木）、県道 45 号（丸子中山茅ヶ崎）について、4 車線化に向けた整備を行うこと。【綾瀬】
- (29) 都市計画道路「穴部国府津線」、「城山多古線・小田原山北線」、「小田原中井線」の整備推進及び都市計画道路「酒匂永塚線」の早期事業化を図ること。 **一部新規** 【小田原】
- (30) 都市計画道路「和田河原・開成・大井線」について、早期に全線を整備すること。【南足柄】
- (31) 県道 74 号（小田原山北）と県道 717 号（沼田国府津）の交差点及び相模沼田駅の交差点に右折車線を設置すること。【南足柄】

6 橋梁の整備

「SS9 橋緊急整備計画」による（仮称）相模新橋（都市計画道路「社家岡田線」相模川橋梁部）を早期に整備すること。【海老名】

7 交通円滑化と利便性向上

- (1) 三浦縦貫道路の通行料金の引き下げ、逗葉新道の無料化をすること。また、利便性向上のためワンストップ ETC を早期に導入すること。【横須賀、逗子、三浦】
- (2) 県道 205 号（金沢逗子）にある金沢新道踏切について、道路利用者の安全確保のため歩行空間の確保等の改良に取り組むこと。【逗子】
- (3) バス利用者の利便性向上やバスの走行環境の向上を図るため、県が管理する国道、県道のバス停留所への上屋及びベンチの設置や、バスベイを整備すること。【厚木】

8 ロードプライシングの推進

鎌倉地域の主要な幹線道路（県道など）では、休日を中心に著しい交通渋滞が発生していることから、その解消の一つである（仮称）鎌倉ロードプライシングの実現に向けた連携体制を構築すること。また、ロードプライシングの課金効率を高めるため、ETC の装着率が向上するよう積極的に国に働きかけること。【鎌倉】

9 河川の整備

- (1) 平成 27 年 4 月に策定された小出川・千の川河川整備計画に基づき、引き続き小出川整備を進めるとともに、平成 30 年 7 月に策定された相模川・中津川河川整備計画に基づき、早期整備について積極的に取り組むよう国に働きかけること。 **一部新規** 【茅ヶ崎】

- (2) 平成26年6月の引地川、境川の特定都市河川への指定のほか、令和3年11月から施行されている特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律や新たな流域治水対策への取組により、市民や事業者、流域自治体に対する今後さらなる雨水の流出抑制対策などの負担が求められる状況を踏まえ、治水対策の根幹をなす河川改修を着実に進めるとともに、整備が完了するまでの間においても安全対策に万全を期すこと。【相模原、大和】
- (3) 浸水対策上重要な河川である永池川の未整備箇所について、河川改修等の一層の促進をすること。【海老名】
- (4) 目久尻川について集中豪雨に対応した、新たな河川改修をすること。【海老名】
- (5) さがみグリーンラインの整備について、相模川における水辺の軸を基軸として、各スポーツ施設のネットワーク化を図り、新たなスポーツイベント等の創出につなげるため、さがみグリーンライン整備を計画的に早期完了すること。また、相模大堰管理橋の人道橋としての供給により、対岸への往来者が増加している現状から、通行にあたっての夜間の安全対策を講じること。 **一部新規** 【海老名】
- (6) 県の管理河川で初となる「都市・地域再生等利用区域」の指定を受けた相模川三川合流点地区において進めている、良好な自然環境をいかした水辺ふれあい拠点の整備に伴い、事業区域内の治水対策として必要となる低水護岸について整備すること。【厚木】
- (7) 市内の二級河川については、通水断面を阻害する堆積土砂や繁茂した草木の除去を進めるなど、適切な維持管理を図り、山王川、森戸川の河川改修事業を加速させること。
【小田原】
- (8) 狩川・内川等県管理の河川において、土砂が堆積している箇所があり、近年多発している集中豪雨等への対応や下流地域の安全のためにも、継続的に河床を浚渫すること。
【南足柄】

10 海岸等の保全

- (1) 県管理地である柳島海岸、菱沼海岸等の海岸侵食対策を漁港への飛砂侵入抑止効果を含め茅ヶ崎海岸の堆積砂を活用し推進を図ること。また、老朽化や砂に埋もれて機能をはたしていない竹箒柵等を順次改修することで飛砂を抑制し、サイクリングロードの利便性向上と投入した養浜材の滞留性を高めることで、より効果的な砂浜維持を行うこと。
特に、近年緊急度が高い菱沼海岸での養浜事業拡大も含めて見直された計画に基づく養浜の実施、漁業に支障の出ない部材において緊急的かつ計画的な対策を実施すること。
また、市民の関心も高く問い合わせ等も非常に多いことから、市民や市への詳細な情報提供をすること。【茅ヶ崎】

- (2) 小田原海岸の国府津、前川地区の海岸護岸の嵩上げの整備推進を図ること。また、前川地区の進捗状況を踏まえ、小八幡地区の越波対策を検討すること。東町の漁港海岸については、越波対策の早期検討及び事業化を推進すること。 **一部新規** **【小田原】**

11 漁港等の整備

- (1) 国民への安全・安心な水産物の提供のため、三崎漁港における高度衛生管理に対応した冷凍冷蔵庫、加工団地の整備に対する財政支援策を拡充すること。また、海業の振興により地域を活性化する取組に対して、新たに海業をメニュー化した支援策を創出するなど水産振興施策に必要な支援をすること。 **【三浦】**
- (2) 小田原漁港の老朽化対策及び気候変動に対応した機能強化等に向けた予算を確保し、円滑な事業の推進を図ると共に早川海岸整備に向けた検討を進めること。また、公設水産地方卸売市場の再整備の検討に係る協議調整等について、必要な指導、助言、支援を行うこと。 **一部新規** **【小田原】**

12 鉄道施設の整備促進

国指定史跡若宮大路及び円覚寺境内の歴史的景観の復元と交通渋滞の解消に向け、JR 横須賀線の鉄道敷地の将来的な地下化について、国、神奈川県、鉄道事業者及び関係機関等と協議・検討を行う体制の構築をすること。 **新規** **【鎌倉】**

13 三浦半島地域の活性化

三浦半島地域の活性化について、地域再生計画「三浦半島魅力深化プロジェクト」の終期である令和6年度以降についても、県の取り組みを継続すること。 **新規** **【逗子】**